

# (仮称)相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例(案) の骨子

## 目次

総則( 1 - 1 0 )

緑地の保全等( 1 1 - 1 7 )

水辺環境、里地里山等の保全( 1 8 - 2 2 )

活動支援及び普及啓発等 ( 2 3 ・ 2 4 )

雑則( 2 5 - 3 1 )

## 附則

### 総則

#### 1 目的

この条例は、市域における生物多様性に配慮した緑地の保全及び緑化の推進並びに市域特有の水辺環境、里地里山等の保全、再生及び活用(以下「保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、協働による保全等を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、良好な自然環境の形成及び緑地、水辺環境、里地里山等の有する機能の持続可能な利用を図り、もって安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目的とする。

#### 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ア 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内で事業を営むものをいう。

イ 土地所有者等 市内の土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理するものいう。

ウ 緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって自然環境を形成しているものをいう。

エ 生物多様性 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々

な差異が存在することをいう。

オ 緑化施設 樹木、地被植物等の植栽、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流又は池及びこれらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等をいう。

カ 施設緑地 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園並びに都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「緑地法」という。)第55条第1項及び第2項に規定する市民緑地をいう。

キ 地域制緑地 その土地利用を規制することで良好な自然環境等の保全等を図ることを目的として指定された区域内にある緑地及び緑化施設(施設緑地を除く。)をいう。

ク 水辺環境 ゲンジボタル又はヘイケボタル(以下「ホタル」という。)が生息し、又は生息していた、池沼、河川、湖等の水面を含むこれらの周辺地域と一体となって、良好な緑地を形成している、又は形成していた土地の区域をいう。

ケ 里地里山 現に管理され、若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林(その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。)その他これらに類する土地(以下「農林地等」という。)の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、生物多様性の確保、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有するものをいう。

コ 環境保全団体 市内の緑地、緑化施設、水辺環境及び里地里山(以下「みどり」という。)の保全等又は生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進することを目的とした活動を非営利で行う団体その他これに類するものをいう。

### 3 基本理念

市、市民等及び土地所有者等は、本市の恵み豊かな自然と多様な都市機能が共生する特徴を念頭に置き、次に掲げる理念を共有して取組を推進するものとする。

(1) みどりは、良好な自然環境を形成するための重要な基盤であり、生活環境に安らぎと潤いを与えるとともに、生物の貴重な生息又は生育の場であることから、将来の世代へ継承すべきものとして保全等を行うこと。

(2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用(以下「生物多様性の保全等」という。)を推進することにより、その恵沢を将来にわたって享受できる人と自然が共生するまちづくりに努めること。

- ( 3 ) 自然環境と多様な都市機能の調和を図り、みどりの保全等及び生物多様性の保全等を推進するため、多様な主体が相互に連携し、及び協力すること。

#### 4 市の責務

- ( 1 ) 市長は、3に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、みどりの保全等及び生物多様性の保全等のための基本的な施策を策定し、及び推進しなければならない。
- ( 2 ) 市長は、( 1 )の規定による基本的な施策の推進に関する市民等及び土地所有者等の意識の普及啓発に努めるとともに、市民等、土地所有者等及び環境保全団体が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全等を支援するよう努めなければならない。
- ( 3 ) 市長は、施策の推進等に当たっては、必要に応じて、関係機関及び関係団体と相互に連携し、効果的な施策の推進等に努めなければならない。

#### 5 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、生物多様性の保全等に配慮した上で、みどりの保全等に努めるとともに、市、環境保全団体等が実施する施策に参加し、又はその推進に協力するよう努めなければならない。

#### 6 土地所有者等の責務

土地所有者等は、基本理念にのっとり、生物多様性の保全等に配慮した上で、その所有し、占有し、又は管理するみどりの保全等に努めるとともに、市、市民等、環境保全団体等が実施する施策に参加し、又はその推進に協力するよう努めなければならない。

#### 7 基本計画の策定

- ( 1 ) 市長は、市域におけるみどりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、緑地法第4条第1項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- ( 2 ) 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ相模原市水とみどりの審議会の意見を聴かななければならない。
- ( 3 ) 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民等、土地所有者等又は環境保全団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ( 4 ) 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

( 5 ) ( 2 ) から ( 4 ) までの規定は、基本計画の変更について準用する。

## 8 地域戦略の策定

( 1 ) 市長は、市域における生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性基本法(平成 2 0 年法律第 5 8 号。以下「生物法」という。)第 1 3 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略を策定するものとする。

( 2 ) 7 ( 2 ) 及び ( 3 ) の規定は、( 1 ) の生物多様性地域戦略の策定又は変更について準用する。

## 9 諸制度の活用

市長は、生物法、緑地法、都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)、景観法(平成 1 6 年法律第 1 1 0 号)その他の関係法令に基づくみどりの保全等及び生物多様性の保全等に資する諸制度を活用するよう努めなければならない。

## 1 0 生物多様性の保全等

市長は、生物多様性の保全等に関する施策を計画的に推進するために、次に掲げる事項の推進に努めなければならない。

ア 生物多様性についての理解を促進すること。

イ 多様な野生生物の生息又は生育が可能な環境を保全すること。

ウ 市域に生息し、又は生育する希少な野生生物の保護及び特定外来生物を防除すること。

エ 人為的に移動させた生物の野外への放出及び人の管理が及ばない状態での植栽又は播種による生態系への影響を防止すること。

オ 生物多様性の保全等に寄与すると認められる区域(以下「生物多様性重要区域」という。)の適切な保全及び利用を図ること。

### 緑地の保全等

#### 1 1 管理緑地等の適切な保全

( 1 ) 市長は、市が管理する緑地及び緑化施設(以下「管理緑地等」という。)の態様に応じて、総合的かつ計画的に適切な保全に努めなければならない。

( 2 ) 市長は、緑地法第 1 7 条第 1 項の規定によるもののほか、緑地の保全上必要であると認められる土地の取得に努めなければならない。

( 3 ) 市長は、管理緑地等の適切な保全に当たっては、市民等、土地所有者等及び環境保全団体と協働するよう努めなければならない。

## 1 2 施設緑地

- ( 1 ) 市長は、緑地法第 5 5 条第 1 項の規定による申出があったときは、規則で定めるところにより、市民緑地契約を締結するものとする。
- ( 2 ) 市民緑地の名称及び位置は、市長が定める。
- ( 3 ) 市長は、緑地法第 6 0 条第 1 項の規定による市民緑地設置管理計画の認定の申請があった場合には、規則で定めるところにより、当該市民緑地設置管理計画を認定することができる。

## 1 3 地域制緑地

- ( 1 ) 市長は、1 2 ( 1 ) の規定により市民緑地契約を締結した土地又は 1 4 ( 3 ) の規定により指定した保存樹林のうち、市民等の利用に供することにより活用を図り、良好な自然環境を確保する必要があると認める区域については、規則で定めるところにより、ふれあいの森として指定することができる。
- ( 2 ) 市長は、生産緑地法(昭和 4 9 年法律第 6 8 号)第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区内の緑地を保全するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- ( 3 ) 市長は、( 1 ) 及び( 2 ) に定めるもののほか、自然公園法(昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号)第 2 条第 1 号の自然公園や自然環境保全法(昭和 4 7 年法律第 8 5 号)第 2 2 条第 1 項に規定する自然環境保全地域等の地域制緑地について、その管理者等と連携を図りながら、その保全に努めなければならない。

## 1 4 保存樹林等

- ( 1 ) 市長は、都市の美観風致を維持するため必要があると認めるときは、規則で定める基準に適合する樹林又は樹木を保存樹林又は保存樹木(以下「保存樹林等」という。)として指定することができる。
- ( 2 ) 樹林又は樹木を所有し、占有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、規則で定めるところにより、当該樹林又は樹木の保存樹林等としての指定を市長に申請することができる。
- ( 3 ) 市長は、( 2 ) の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、当該樹林又は樹木を保存樹林等として指定することができる。
- ( 4 ) 市長は、( 1 ) 又は( 3 ) の規定により保存樹林等の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該保存樹林等の所有者等と管理に関する協定書を締結するとともに、指定を証する書類を所有者等に交付するものとする。

(5) 市長は、保存樹林等の指定をした場合において、所有者等の意向があったときは、保存樹林等の指定地である旨を表示する標識を設置することができる。

(6) (1)から(5)までの規定は、保存樹林等の指定の変更について準用する。

### 15 保存樹林等の指定の解除

(1) 市長は、保存樹林等の滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、規則で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(2) 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹林等の指定を解除することができる。

(3) 市長は、(1)及び(2)の規定により保存樹林等の指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

### 16 保存樹林等に関する支援

市長は、保存樹林等の保全に関し必要があると認めるときは、その所有者等に対し、その維持管理に要する費用の助成その他規則で定める支援を行うものとする。

### 17 緑化の推進

(1) 市長は、市が所有し、占有し、又は管理する庁舎、公園、道路、学校その他の公共施設(以下「公共施設」という。)について、緑化の推進に努めなければならない。

(2) 市長は、公共施設における管理緑地等を計画的に管理し、及び適切に維持するものとする。

(3) 市民等及び土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する市内の土地又は建物その他の工作物における緑化の推進に努めるとともに、緑化の推進に関する活動への参加に努めるものとする。

(4) 市長は、市民等及び土地所有者等が所有し、占有し、又は管理する市内の土地又は建物その他の工作物の緑化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 水辺環境、里地里山等の保全

### 18 保全等活動区域の指定の申請

(1) 水辺環境、里地里山又は生物多様性重要区域において、環境保全団体は、規則で定めるところにより、各区域において環境保全団体が保全等の活動をする区域(以下「保全等活動区域」という。)の指定を市長に申請することができる。

(2)(1)の規定により申請をしようとする環境保全団体は、保全等活動区域の指定の申出に当たり、市長に対し必要な助言又は指導を求めることができる。

(3)(1)及び(2)の規定は、保全等活動区域の指定の申請の変更について準用する。

## 19 保全等活動区域の指定等

(1)市長は、18(1)の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、当該申請に係る区域を保全等活動区域として指定するものとする。

(2)市長は、(1)の規定による指定をしたときは、その旨を申請した環境保全団体に通知するとともに、規則で定める事項を告示し、及び当該保全等活動区域内に保全等活動区域である旨を表示した標識を設置するものとする。

(3)市長は、(1)の規定により指定した保全等活動区域のうち、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例(平成19年神奈川県条例第61号)第8条第1項に規定する地域に該当するものについては、里地里山保全等地域として神奈川県知事に申し出ることができる。

(4)(1)から(3)の規定は、保全等活動区域の指定の変更について準用する。

## 20 保全等活動区域の指定の解除

(1)市長は、保全等活動区域で活動する環境保全団体が19(1)の規定により規則で定める事項を満たさなくなったときは、保全等活動区域の指定を解除することができる。

(2)市長は、(1)の規定により保全等活動区域の指定を解除したときは、当該環境保全団体に通知するとともに、規則で定める事項を告示するものとする。

## 21 保全等活動認定団体の認定

(1)19(1)の規定により指定した保全等活動区域において活動する環境保全団体は、規則で定めるところにより、当該保全等活動区域の保全等に資する団体(以下「保全等活動認定団体」という。)としての認定(以下「認定」という。)を市長に申請することができる。

(2)市長は、(1)の規定により申請をした環境保全団体の活動が規則で定める要件に該当するときは、当該環境保全団体を保全等活動認定団体に認定するものとする。

(3)市長は、(2)の規定により認定をしたときは、当該認定の申請をした環境保全団体及び当該環境保全団体が活動する保全等活動区域内の土地所有者等にそ

の旨を通知するものとする。

- (4)(1)から(3)までの規定は、保全等活動認定団体の活動内容の変更について準用する。

## 2.2 認定の取消し

- (1)市長は、保全等活動認定団体が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき、又は2.1(2)の規則で定める要件のいずれかに該当しなくなったときは、その認定を取り消すものとする。
- (2)市長は、(1)の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消した保全等活動認定団体及び当該保全等活動認定団体が活動する保全等活動区域内の土地所有者等にその旨を通知するものとする。

### 活動支援及び普及啓発等

## 2.3 環境保全団体への支援

市長は、環境保全団体が実施するみどりの保全等及び生物多様性の保全等の活動(農林地等が保全等の活動の対象であるときは、当該農林地等の土地所有者等の同意を得て行うものに限る。)を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

## 2.4 普及啓発等

- (1)市長は、市民等及び土地所有者等が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全等の活動を促進するほか、活動するために必要な知識の普及に関する施策を講ずるよう努めなければならない。
- (2)市長は、緑地の保全及び緑化の推進並びに保全等活動区域の保全等において中心的な役割を担う団体や人材の育成に努めるものとする。
- (3)市長は、環境保全団体と市民等、土地所有者等及び法人その他の団体との保全等の活動に係る交流及び連携の促進を図るものとする。

### 雑則

## 2.5 緑地の利用の禁止又は制限

市長は、1.2(1)に規定する市民緑地及び1.3(1)に規定するふれあいの森について、緑地法、都市公園法及び相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)に定めがあるもののほか、規則で定めるところにより、区域を定めて、緑地の利用を禁止し、又は制限することができる。

## 2.6 保全等活動区域における行為の制限



( 1 ) 保全等活動区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、土地所有者等が通常行うべき管理行為、保全等活動区域の有する機能の保全又は人の生命若しくは身体に係る被害を防止するための行為については、この限りでない。

ア 保全等活動区域内に生息し、又は生育する生物の持去り又は区域外からの生物の持込みのほか、人の管理が及ばない状態での植栽及び播種等の生態系のかく乱

イ 標識、看板、柵その他保全等活動区域の保全等に係る工作物等を損傷し、又は滅失させる行為その他保全等活動認定団体の活動に支障を及ぼす行為

ウ ホタル及びカワニナその他ホタルの幼虫の餌となる生物(以下「ホタル等」という。)を殺傷し、又は捕獲して保全等活動区域外へ持ち出す行為

エ 河床及び河岸の掘削、土砂の堆積等のうち、ホタル等の生息の妨げとなる行為

( 2 ) 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可をするものとする。

ア 研究又は調査を目的とするもの

イ 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園又はこれらに準ずる施設における環境に関する学習を目的とするもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

( 3 ) 市長は、( 1 )の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該保全等活動区域における保全等活動認定団体の意見を聴くものとする。

( 4 ) 市長は、( 1 )の許可をしたときは、遅滞なく、前項の規定により意見を聴いた保全等活動認定団体にその旨を通知するものとする。

## 27 土地への立入り

( 1 ) 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入り、現況その他みどりの保全等又は生物多様性の保全等について必要な事項を調査させることができる。

( 2 ) 市長は、( 1 )に規定する調査の結果に基づき、当該土地を所有し、占有し、

又は管理する者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

(3)(1)の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(4)(1)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 28 報告又は資料の提出

市長は、この条例の施行に必要な限度において、環境保全団体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

## 29 勧告

市長は、26(1)の規定に違反した者に対し、その行為を中止し、又は相当の期限を定めて、原状に回復するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

## 30 公表

(1)市長は、29の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(2)市長は、(1)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を29の規定による勧告を受けた者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 31 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### 1 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 2 関係条例の廃止

次に掲げる条例は、廃止する。

(1)相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)

(2)相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成21年相模原市条例第26号)

(3)相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(平成23年相模原市条例第4号)

#### 3 経過措置

この条例の施行の日前にした前項の規定による廃止前の相模原市緑化条例、相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。